

総財公第20号
平成27年1月27日

各都道府県知事
各指定都市市長

】 殿

総務事務次官

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」の一部改正について

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（平成24年1月27日総財公第11号）の一部を下記のとおり改正しますので、適切に対処されるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについての一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについての一部改正新旧対照表

改正後	改正前
地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律 （公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて	地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律 （公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて
（昭和27年9月29日 自乙発第245号）	（昭和27年9月29日 自乙発第245号）
<p>改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号 昭和28年12月 2日自乙発第885号 昭和29年 8月21日自乙発第68号 昭和35年 6月14日自乙発第1号 昭和36年 6月29日自乙発第2号 昭和38年11月28日自乙発第7号 昭和40年 1月16日自治企一第4号 昭和41年 7月 5日自治企一第105号 昭和42年 2月 8日自治企一第19号 昭和44年10月21日自治企一第80号 昭和45年10月15日自治企一第80号 昭和51年11月26日自治企一第169号 昭和58年 1月17日自治企一第2号 昭和61年 5月30日自治企一第62号 平成元年 7月12日自治企一第78号 平成3年 4月 2日自治企一第37号 平成7年 6月15日自治企一第55号 平成10年10月 5日自治企一第88号 平成21年 4月 1日総財公第40号 平成23年 8月30日総財公第103号 平成24年 1月27日総財公第11号 <u>平成27年 1月27日総財公第20号</u></p> <p>地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。）、 地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」 という。）、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号。 以下「施行規則」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成</p>	<p>改正 昭和28年 3月26日自乙発第209号 昭和28年12月 2日自乙発第885号 昭和29年 8月21日自乙発第68号 昭和35年 6月14日自乙発第1号 昭和36年 6月29日自乙発第2号 昭和38年11月28日自乙発第7号 昭和40年 1月16日自治企一第4号 昭和41年 7月 5日自治企一第105号 昭和42年 2月 8日自治企一第19号 昭和44年10月21日自治企一第80号 昭和45年10月15日自治企一第80号 昭和51年11月26日自治企一第169号 昭和58年 1月17日自治企一第2号 昭和61年 5月30日自治企一第62号 平成元年 7月12日自治企一第78号 平成3年 4月 2日自治企一第37号 平成7年 6月15日自治企一第55号 平成10年10月 5日自治企一第88号 平成21年 4月 1日総財公第40号 平成23年 8月30日総財公第103号 平成24年 1月27日総財公第11号</p> <p>地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号。以下「法」という。）、 地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号。以下「施行令」 という。）、地方公営企業法施行規則（昭和27年9月29日総理府令第73号。 以下「施行規則」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成</p>

19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年12月28日政令第397号。以下「健全化法施行令」という。))及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。))に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

記

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第一節 総則に関する事項

三 法の適用を受ける企業の範囲

- (九) 地方公共団体は、法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を条例で定める日から適用することができるものであること(法第二条第三項及び施行令第一条第二項)。

第二節 組織に関する事項

二 管理者の選任及び身分取扱い

- (一) 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命するものであり(法第七条の二第一項)、地方公共団体の長の補助機関としての性格を有するが、その職務の特殊性から特別職とされているものであること(地方公務員法第三条第三項第一号の二)

19年6月22日法律第94号。以下「健全化法」という。)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年12月28日政令第397号。以下「健全化法施行令」という。))及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年2月5日総務省令第8号。以下「健全化法施行規則」という。))に基づく地方公営企業の運営に係る関係法令の取扱いについては、下記事項に十分留意のうえ、適切に運営されるようお願いします。

記

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第一節 総則に関する事項

三 法の適用を受ける企業の範囲

- (九) 地方公共団体は、法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を条例で定める日から適用することができるものであること(法第二条第三項及び施行令第一条第二項)。
この場合「主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てるもの」とはその経常的経費の少なくとも七十～八十%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであること。

第二節 組織に関する事項

二 管理者の選任及び身分取扱い

- (一) 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命するものであり(法第七条の二第一項)、地方公共団体の長の補助機関としての性格を有するが、その職務の特殊性から特別職とされているものであること(地方公務員法第三条第三項第一号の三)